

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和4年4月4日（令和4年（行情）諮問第251号）

答申日：令和5年2月22日（令和4年度（行情）答申第540号）

事件名：特定番号の審査請求事件に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月17日付け大管総第514号により大阪国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政開示請求により開示された書類の枚数は283枚に及ぶが、その殆どのページが全体として黒塗りされており、情報を殆ど確認することができない。過度に情報が制限されており、適切な開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月17日付大管総第514号により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人（以下「本件国税関係審査請求人」という。）に対して国税当局が行った処分（所得税及び復興特別所得税に係る更正・決定処分等（以下「更正処分等」という。））に関し、本件国税関係審査請求人が国税不服審判所長に対して行った審査請求に関する文書である「特定番号に係る書類一式（裁決書を除く）」であり、具体的には、別紙1の1に掲げる各文書である。

処分庁は、本件対象文書に含まれる文書として別紙1の2に掲げる文書を特定し、そのうち別紙2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号、5号及び6号柱書に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、本件審査請求に係る審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書には、それぞれ本件国税関係審査請求人の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する情報とも認められない。

(2) 法6条2項による部分開示の可否について

ア 本件国税関係審査請求人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号、業種、業種名及び業種番号等が記載された部分（別紙2の一連番号の1, 3, 5, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 20, 25, 28, 30, 33, 34, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 47, 50, 53, 55, 59, 61, 66, 67, 69, 73, 76, 77, 79, 80, 82, 86, 87, 89, 90, 92, 94, 97, 99, 101, 102, 104, 106, 107, 109, 110, 113, 117, 121, 122, 125, 127, 131, 136, 137, 139及び141）について

標記の不開示部分については、本件国税関係審査請求人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号、業種、業種名及び業種番号が記載されていると認められ、当該部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 「住民票の写し（写し）」（別紙2の一連番号の32）について

標記の不開示部分については、本件国税関係審査請求人の住民票の写し（写し）であり、当該審査請求人の氏名、住所、生年月日、性別、本籍、世帯主、続柄、筆頭者、住民となった年月日・転入・転出に係る情報が記載され、また、住民票を発行した市区町村名、市区町村長名及びその印影が記録されていると認められ、当該部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余

地はない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ 原処分庁の所在地、郵便番号、名称、その長の氏名、原処分庁の印の印影、文書番号の一部、連絡者・調査担当者の部門名・氏名等並びに郵便局の「お問い合わせ番号」及び取扱郵便局名が記載された部分（別紙2の一連番号の2, 4, 7, 11, 15, 18, 22, 31, 35, 37, 40, 45, 48, 54, 58, 62, 68, 70, 74, 78, 81, 85, 88, 91, 95, 98, 100, 103, 108, 111, 112, 115, 118, 119, 123, 126, 132及び140）について

標記の不開示部分については、原処分庁の所在地、郵便番号、名称、その長の氏名、原処分庁の印の印影、文書番号の一部、連絡者・調査担当者の部門名・氏名等並びに郵便局の「お問い合わせ番号」及び取扱郵便局名が記載されていると認められ、これらの情報は、近隣の住民などの一定の範囲の関係者において、本件国税関係審査請求人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- エ 課税標準及び税額が記載された部分（別紙2の一連番号19及び23）について

標記の不開示部分については、本件国税関係審査請求人の更正処分等に関する課税標準額、税額並びに加算税の額が記載されていると認められ、これらの情報は、個人の資産に関する機微に触れる情報であり、個人識別部分を除いたとしても、公にすると、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 法5条5号及び6号柱書該当性について

「裁決書(案)」(4枚目ないし17枚目)、「議決書」(19枚目ないし33枚目)及び「最終合議検討資料」(68枚目ないし83枚目)の不開示部分(別紙2の一連番号の9, 13及び49)について

標記の不開示部分には、国税不服審判所の内部における審議、検討又は協議に関する情報の記載があり、これらの情報は最終的な意思決定をするに至っていない検討段階の情報が記載されていることが認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所長の行う裁決についての誤解や憶測を招き、国民の判断に不当な混乱を生じさせるおそれ

があるとは認められないが、担当審判官等による合議等が適切に行われるために必要な、相互にきたんのない意見を述べ合うことができる環境の確保が損なわれるなど、国税不服審判所における審理手続及び合議体の議決に基づく適正な裁決の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書に該当するため不開示とすることが妥当である。

(4) 法5条6号柱書該当性について

ア 「審査請求事件処理事績表（その1）」（35枚目及び36枚目）、「請求人別事務計画表（合議体）」（38枚目）、「事件処理経過表」（60枚目ないし63枚目）、「審理の状況・予定表」（66枚目）、「收受経過表」（197枚目、198枚目及び276枚目）、「面談のお知らせ（写し）」に係る「別紙」（253枚目）及び「事件送付簿」（270枚目）の不開示部分の一部（別紙2の一連番号の17、21、26、27、43、46、71、72、105、124、133及び134）について

標記の不開示部分には、国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報や内部管理に関する情報又はこれを推測させる情報等が記載されていると認められる。

そうすると、これを公にした場合、担当審判官等による調査事項、調査手法及び管理体制の一部が明らかとなり、適切な証拠収集が困難となるおそれが生じるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当するため不開示とすることが妥当である。

イ 「別紙 証拠書類等の提出について」（37枚目）、「審査請求事件一件書類編てつ順序表（大阪支部）」（45枚目）、「主張書類目録」（86枚目）、「証拠書類目録」（88枚目、112枚目ないし122枚目）及び「各証拠書類」（123枚目ないし192枚目）、「電話聴取書（連絡）」（199枚目）、「審査請求事件收受報告・回付書（写し）」（259枚目）、「不服申立関係書類の送付書」（267枚目及び268枚目）及び「審査請求事件收受報告・回付書」（279枚目）の不開示部分の一部（別紙2の一連番号の24、29、51、52、64、65、75、114、120及び138）について

標記の不開示部分には、国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報や本件国税関係審査請求人又は原処分庁が国税不服審判所にした証拠の提出等に関する情報の記載があると認められる。

そうすると、これを公にした場合、担当審判官等による調査事項、調査手法及び管理体制の一部が明らかとなり、適切な証拠収集が困難となるおそれが生じるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、当事者の争訟活動が明らかとなり、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当するため不開示とすることが妥当である。

ウ 「審査請求書」（90枚目ないし92枚目）、「答弁書」（93枚目ないし110枚目）、「審査請求書副本（写し）」（206枚目ないし208枚目）、「答弁書（写し）」（225枚目ないし242枚目）、「国際課税等事件について」（262枚目及び277枚目）及び「審査請求書（写し）」（273枚目ないし275枚目、281枚目ないし283枚目）の不開示部分の一部（別紙2の一連番号の56、57、60、63、83、84、93、96、116、128、129、130、135、142及び143）について

標記の不開示部分には、本件国税関係審査請求人又は原処分庁が国税不服審判所にした主張の提出等に関する情報の記載があると認められる。

そうすると、これを公にした場合、当事者の争訟活動が明らかとなり、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当するため不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書に該当するとして不開示とした決定については、その全ての部分において、同条1号及び6号柱書に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年4月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 令和5年1月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年2月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書のうち別紙2に掲げる部分（本件不開示部分）を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書1ないし本件対象文書3のうち、下記(2)アないしウの一連番号を除く部分には、それぞれ本件国税関係審査請求人の氏名等が記載されており、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する情報とも認められない。

そこで、以下、法6条2項に規定する部分開示の可否について検討する。

ア 別紙2の一連番号1, 3, 5, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 20, 25, 30, 33, 34, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 47, 50, 53, 55, 59, 61, 66, 67, 69, 73, 76, 77, 79, 80, 82, 86, 87, 89, 90, 92, 94, 97, 99, 101, 102, 104, 106, 107, 109, 110, 113, 115, 117, 118, 121, 122, 125, 127, 131, 136, 137, 139及び141について

当該部分には、本件国税関係審査請求人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号、業種、業種名及び業種番号並びに特定個人の姓が記載されていることが認められる。

これらの情報は、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙2の一連番号32について

当該部分は、本件国税関係審査請求人の住民票の写し（写し）であり、本件国税関係審査請求人の氏名、住所、生年月日、性別、本籍、世帯主、続柄、筆頭者、住民となった年月日・転入・転出に係る情

報等が記載され、また、住民票を発行した市区町村名、市区町村長名及びその印影が記録されていることが認められる。

これらの情報は、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別紙2の一連番号2, 4, 7, 11, 15, 18, 22, 28, 31, 35, 37, 40, 45, 48, 54, 58, 62, 68, 70, 74, 78, 81, 85, 88, 91, 95, 98, 100, 103, 108, 111, 112, 119, 123, 126, 132及び140のうち別紙3に掲げる部分を除く部分について

当該部分には、本件国税関係審査請求人に対して更正処分等をした原処分庁の名称、その長の氏名及び印影、所在地、郵便番号、印影、文書記号の一部、担当者の氏名及び所属部課名、照会先の役所名及び法務局名並びに郵便物の配達状況及び取扱郵便局名等が記載されていることが認められる。

これらの情報は、税務署、照会先の役所及び法務局並びに郵便局の所在地に近隣する住民などの一定の範囲の関係者において、本件国税関係審査請求人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別紙2の一連番号19及び23について

当該部分には、本件国税関係審査請求人に係る更正処分等に関する課税標準額及び税額が記載されていることが認められる。

これらの情報は、個人の資産に関する機微に触れる情報であり、個人識別部分を除いたとしても、公にすると、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 別紙3に掲げる部分について

当該部分には、郵便物の問合せ番号及び処分庁が発送した郵便物を取り扱った郵便局名が記載されていることが認められる。

このうち、問合せ番号について、原処分時においては、当該番号からは既に郵便物の配達状況を確認することができないことが認められる。

そうすると、当該情報から特定の個人を識別することはできず、こ

れを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとはいえない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(2) 法5条6号柱書き該当性について

ア 別紙2の一連番号9, 13, 17, 21, 26, 27, 43, 46, 49, 71, 72, 75, 105, 124, 133及び134について

当該部分には、国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報、協議内容等の内部管理に関する情報又はこれを推測させる情報等が記載されていると認められる。

そうすると、これを公にした場合、担当審判官等による調査事項、この種の事案における調査手法や着眼点、管理態勢の一部等が明らか又は推察されることとなり、その結果、今後の同種事案において、適切な証拠収集が困難となったり、国税不服審判所の調査への対応策が講じられるなど、国税不服審判所の事務や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙2の一連番号24, 29, 51, 52, 56, 57, 60, 63ないし65, 83, 84, 93, 96, 114, 116, 120, 128ないし130, 135, 138, 142及び143について

当該部分には、本件国税関係審査請求人又は更正処分等をした原処分庁が国税不服審判所にした主張及び証拠資料の提出等に関する情報が記載されていることが認められる。

そうすると、これを公にした場合、当事者の争訟活動の内容が明らかとなり、今後の審査請求事案において、当事者による円滑な主張や証拠の提出等を阻害させるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙 1 (本件対象文書及び本件対象文書に含まれる文書)

1 本件対象文書

本件対象文書 1 審査請求事件一件書類綴 (裁決書の決裁に係る書類)

本件対象文書 2 審査請求事件一件書類綴 (その他の事件記録等)

本件対象文書 3 一件書類関係その他綴り

2 本件対象文書に含まれる文書

(1) 本件対象文書 1 に含まれる文書

枚目	文書名
1 枚目	審査請求事件一件書類 (表紙)
2 枚目	議決報告書兼裁決決議書
3 枚目ないし 1 7 枚目	裁決書 (案)
1 8 枚目ない し 3 3 枚目	議決書

(2) 本件対象文書 2 に含まれる文書

枚目	文書名
3 4 枚目	審査請求事件一件書類 (表紙)
3 5 枚目及び 3 6 枚目	審査請求事件処理事績表 (その 1)
3 7 枚目	別紙 証拠書類等の提出について
3 8 枚目	請求人別事務計画表 (合議体)
3 9 枚目ない し 4 5 枚目	審査請求事件一件書類編てつ順序表 (大阪支部)
4 6 枚目	送達・連絡・返還関係書類 (仕切紙)
4 7 枚目及び 4 8 枚目	裁決書謄本の送達送付について及びその別紙
4 9 枚目	住民票の写し (写し)
5 0 枚目及び 5 1 枚目	裁決書謄本の送達について及びその別紙
5 2 枚目	裁決書謄本の送達について (写し)
5 3 枚目	取消訴訟の提起についてのお知らせ
5 4 枚目及び 5 5 枚目	裁決書謄本の送付について及びその別紙
5 6 枚目	裁決書謄本の送付について (写し)
5 7 枚目	郵便物等配達証明書
5 8 枚目	裁決書謄本発送チェック表

59枚目	議決報告・裁決関係書類（仕切紙）
60枚目ないし63枚目	事件処理経過表
64枚目	審理の状況・予定表の送付について（決裁文書）
65枚目	審理の状況・予定表の送付について
66枚目	審理の状況・予定表
67枚目	最終合議検討資料（表紙）
68枚目ないし83枚目	最終合議検討資料
84枚目	重要先例見込事件等又は支所分掌事件についての検討表
85枚目	主張関係書類（仕切紙）
86枚目及び87枚目	主張書類目録
88枚目	証拠書類目録
89枚目ないし92枚目	審査請求書
93枚目ないし110枚目	答弁書
111枚目	証拠関係書類（仕切紙）
112枚目ないし122枚目	証拠書類目録
123枚目ないし192枚目	各証拠書類
193枚目	手続関係書類（仕切紙）
194枚目	審査請求書收受の通知書（決裁文書）
195枚目	審査請求書收受の通知書
196枚目	審査請求書收受の通知書（写し）
197枚目及び198枚目	收受経過表
199枚目	電話聴取書（連絡）
200枚目	形式審査表
201枚目	「形式審査表」の記載要領
202枚目	形式審査表付表

203枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（決裁文書）
204枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について
205枚目ないし208枚目	審査請求書副本（写し）
209枚目	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について（写し）
210枚目	答弁書等の提出について（決裁文書）
211枚目及び212枚目	答弁書等の提出について（写し）及びその別紙
213枚目ないし215枚目	処分の理由となった事実を証する書類その他の物件の提出依頼について及びその別紙
216枚目	反論書等の提出期限の指定について（決裁文書）
217枚目	反論書等の提出期限の指定について（写し）
218枚目	担当審判官等の指定について（決裁文書）
219枚目及び220枚目	担当審判官等の指定の通知について（写し）及びその別紙
221枚目	担当審判官等の指定の通知及び答弁書副本の送付について（決裁文書）
222枚目ないし224枚目	担当審判官等の指定の通知及び答弁書副本の送付について（写し）及びその別紙
225枚目ないし242枚目	答弁書（写し）
243枚目	担当審判官等の指定に伴う利害関係等チェック表
244枚目	担当審判官の変更等について（決裁文書）
245枚目ないし247枚目	担当審判官等の変更の通知について（写し）及びその別紙
248枚目及び249枚目	担当審判官等の変更の通知について（写し）及びその別紙
250枚目	担当審判官等の指定に伴う利害関係等チェック表
251枚目	面談のお知らせ（決裁文書）

252枚目及び253枚目	面談のお知らせ（写し）及びその別紙
254枚目	御来所に当たってのお知らせ
255枚目	審査請求書（写し）
256枚目	封筒（写し）
257枚目	書留・特定記録郵便物等差出票（写し）
258枚目	日本郵便ホームページ「検索結果 詳細 [郵便物等]」の印刷
259枚目	審査請求事件收受報告・回付書（写し）
260枚目	連絡せん
261枚目	「【連絡】本部への照会事項について」と題するメール文書
262枚目	国際課税等事件について
263枚目及び264枚目	「FW：【質疑：大阪支部】国税通則法第89条によるみなす審査請求の適否について」と題するメール文書
265枚目ないし268枚目	不服申立関係書類の送付書

(3) 本件対象文書3に含まれる文書

枚目	文書名
269枚目	裁決要旨の記載票（一般用）
270枚目	事件送付簿
271枚目	審査請求事件收受報告書
272枚目ないし275枚目	審査請求書（写し）
276枚目	收受経過表
277枚目	国際課税等事件について
278枚目	連絡せん（写し）
279枚目	審査請求事件收受報告・回付書
280枚目ないし283枚目	審査請求書（写し）

別紙 2 (本件不開示部分)

枚目	一連 番号	不開示部分	不開示理由	
1 枚目	1	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法 5 条 1 号	
	2	更正処分等をした原処分庁の名称		
2 枚目	3	本件国税関係審査請求人の住所、氏名及び業種	法 5 条 1 号	
	4	更正処分等をした原処分庁の名称		
	5	「送達先」欄 (本件国税関係審査請求人の住所及び氏名)		
3 枚目	6	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法 5 条 1 号	
	7	更正処分等をした原処分庁の名称		
4 枚目ないし 1 7 枚目	8	本件国税関係審査請求人の氏名	法 5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	9	「理由」の全て		
1 8 枚目	1 0	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法 5 条 1 号	
	1 1	更正処分等をした原処分庁の名称		
1 9 枚目ないし 3 3 枚目	1 2	本件国税関係審査請求人の氏名	法 5 条 5 号及び 6 号柱書き	
	1 3	「理由」の全て		
3 4 枚目	1 4	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法 5 条 1 号	
	1 5	更正処分等をした原処分庁の名称		
3 5 枚目	1 6	本件国税関係審査請求人の住所、氏名及び電話番号	法 5 条 1 号	
	1 7	「事件種」欄		法 5 条 6 号柱書き
	1 8	「原処分庁」及び「局部課」欄		法 5 条 1 号
	1 9	「課税標準」及び「税額」欄		
3 6 枚目	2 0	本件国税関係審査請求人の住所、氏名及び電話番号	法 5 条 1 号	
	2 1	「事件種」欄		法 5 条 6 号柱書き
	2 2	「原処分庁」及び「局部課」欄		法 5 条 1 号
	2 3	「課税標準」及び「税額」欄		

37枚目	24	「提出書類名」欄	法5条6号柱書き	
38枚目	25	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号	
	26	「事件種」, 「事件区分」, 「モデル処理」, 「当初計画」, 「実施計画」, 「当初計画に対する進ちよく」, 「実施計画に対する進ちよく」及び「調査の必要性」欄	法5条6号柱書き	
	27	「摘要」欄		
	28	「備考」欄	法5条1号	
45枚目	29	「番号」及び「裁決前の頁番号」欄の一部	法5条6号柱書き	
47枚目	30	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法5条1号	
	31	更正処分等をした原処分庁の名称及びその長の氏名		
49枚目	32	「住民票」との題名以外の全て		
50枚目	33	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住所及び氏名		
52枚目	34	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住所及び氏名		
54枚目	35	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名		
	36	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名		
56枚目	37	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名		
	38	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名		
57枚目	39	本件国税関係審査請求人の氏名		
	40	お問い合わせ番号及び郵便局の名称		
58枚目	41	本件国税関係審査請求人の氏名		
60枚目 ないし6 3枚目	42	本件国税関係審査請求人の氏名		法5条6号柱書き
	43	「事項」及び「事績」欄		
66枚目	44	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号	
	45	更正処分等をした原処分庁の名称		

	4 6	「2 現時点の争点等」, 「3 調査・審理の状況」及び「4 今後の予定・計画」欄の一部	法5条6号柱書き
6 7 枚目	4 7	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
	4 8	更正処分等をした原処分庁の名称	
6 8 枚目 ないし 8 3 枚目	4 9	全て	法5条5号及び6号柱書き
8 4 枚目	5 0	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
8 6 枚目	5 1	「備考」欄	法5条6号柱書き
8 8 枚目	5 2	「収集年月日」, 「文書等の名称」, 「項目又は科目」, 「収集先(氏名等)」, 「備考」及び「ページ」欄	法5条6号柱書き
8 9 枚目	5 3	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住所, 氏名, 印影及び電話番号	法5条1号
	5 4	更正処分等をした原処分庁の名称	
9 0 枚目	5 5	本件国税関係審査請求人の氏名及び印影	法5条6号柱書き
	5 6	「⑪審査請求の趣旨」, 「⑫審査請求の理由」及び「⑬添付書類の確認」欄	
9 1 枚目 及び 9 2 枚目	5 7	「別紙」の文言以外全て	
9 3 枚目	5 8	更正処分等をした原処分庁の文書記号, 名称, その長の氏名及び印影	法5条1号
	5 9	本件国税関係審査請求人の氏名	
	6 0	「2 請求の趣旨の対する答弁」欄	
9 4 枚目 ないし 1 1 0 枚目	6 1	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
	6 2	更正処分等をした原処分庁の印影	
	6 3	「請求の理由に対する答弁(原処分庁の主張)」欄	法5条6号柱書き

1 1 2 枚 目ないし 1 2 2 枚 目	6 4	「収集年月日」, 「文書等の名称」, 「項目又は科目」, 「収集先(氏名 等)」, 「備考」及び「ページ」欄	法5条6号柱 書き
1 2 3 枚 目ないし 1 9 2 枚 目	6 5	全て	
1 9 4 枚 目	6 6	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住 所及び氏名	法5条1号
1 9 5 枚 目及び1 9 6 枚目	6 7	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	
	6 8	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名	
1 9 7 枚 目及び1 9 8 枚目	6 9	本件国税関係審査請求人の氏名	
	7 0	更正処分等をした原処分庁の名称, 担当 者名及び担当者所属部課	
	7 1	「7 事件種」欄	
1 9 9 枚 目	7 2	「1 1 参考事項」欄	法5条6号柱 書き
	7 3	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法5条1号
1 9 9 枚 目	7 4	更正処分等をした原処分庁の所在地, 名 称, 担当者所属部課及び担当者名	
	7 5	「聴取の内容」欄	
2 0 0 枚 目	7 6	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
2 0 2 枚 目	7 7	本件国税関係審査請求人の氏名	
2 0 3 枚 目及び2 0 4 枚目	7 8	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名	
	7 9	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	
2 0 5 枚 目	8 0	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住 所, 氏名, 印影及び電話番号	
	8 1	更正処分等をした原処分庁の名称	
2 0 6 枚 目	8 2	本件国税関係審査請求人の氏名及び印影	法5条6号柱 書き
	8 3	「①審査請求の趣旨」, 「②審査請求の 理由」及び「③添付書類の確認」欄	

207枚 目ないし 208枚 目	84	「別紙」の文言以外全て	法5条6号柱 書き
209枚 目ないし 211枚 目	85	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名	法5条1号
	86	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	
216枚 目ないし 218枚 目	87	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住 所及び氏名	
219枚 目	88	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名	法5条6号柱 書き
	89	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	
221枚 目及び2 22枚目	90	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住 所及び氏名	
225枚 目	91	更正処分等をした原処分庁の文書記号, 名称, その長の氏名及び印影	法5条6号柱 書き
	92	本件国税関係審査請求人の氏名	
	93	「2 請求の趣旨の対する答弁」欄	
226枚 目ないし 242枚 目	94	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
	95	更正処分等をした原処分庁の印影	
	96	「請求の理由に対する答弁（原処分庁の 主張）」欄	法5条6号柱 書き
243枚 目	97	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法5条1号
	98	更正処分等をした原処分庁の名称	
244枚 目及び2 45枚目	99	本件国税関係審査請求人の郵便番号, 住 所及び氏名	
248枚 目	100	更正処分等をした原処分庁の郵便番号, 所在地, 名称及びその長の氏名	法5条6号柱 書き
	101	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	

250枚目	102	本件国税関係審査請求人の住所及び氏名	法5条1号
	103	更正処分等をした原処分庁の名称	
251枚目及び252枚目	104	本件国税関係審査請求人の郵便番号、住所及び氏名	
253枚目	105	「Ⅱ 質問を予定している事項」欄	法5条6号柱書き
254枚目	106	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
255枚目	107	本件国税関係審査請求人の郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号	
	108	更正処分等をした原処分庁の名称	
256枚目	109	本件国税関係審査請求人の郵便番号、住所及び氏名	
257枚目	110	本件国税関係審査請求人の氏名	
	111	特定行政庁の長の氏名、お問い合わせ番号及び取扱郵便局名	
258枚目	112	お問い合わせ番号並びに「履歴情報」及び「お問い合わせ窓口局」の一部	
259枚目	113	本件国税関係審査請求人の氏名	
	114	「(送付書類)」の一部	
261枚目	115	メール本文の一部	
262枚目	116	5行目並びに6行目の一部及び「【大阪支部意見】」欄の1行目	法5条6号柱書き
	117	7行目の一部	法5条1号
263枚目	118	メール本文の一部	
265枚目ないし268枚目	119	更正処分等をした原処分庁の文書記号、名称、その長の氏名及び印影	
267枚目及び268枚目	120	「1 送付する書類」欄の一部	法5条6号柱書き

269枚目	121	本件国税関係審査請求人の氏名，業種名及び業種番号	法5条1号
270枚目	122	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条6号柱書き
	123	更正処分等をした原処分庁の名称	
	124	「事件区分」及び「事件種」欄	
272枚目	125	本件国税関係審査請求人の郵便番号，住所，氏名，印影及び電話番号	法5条1号
	126	更正処分等をした原処分庁の名称	
273枚目	127	本件国税関係審査請求人の氏名及び印影	法5条6号柱書き
	128	「⑪審査請求の趣旨」欄	
	129	「⑫審査請求の理由」及び「⑬添付書類の確認」欄	
274枚目及び275枚目	130	「別紙」の文言以外全て	
276枚目	131	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条1号
	132	更正処分等をした原処分庁の名称，担当者名及び担当者所属部課	
	133	「7 事件種」欄	
	134	「11 参考事項」欄	
277枚目	135	5行目並びに6行目の一部及び「【大阪支部意見】」欄の1行目	法5条1号
	136	7行目の一部	
279枚目	137	本件国税関係審査請求人の氏名	法5条6号柱書き
	138	「(送付書類)」の一部	
280枚目	139	本件国税関係審査請求人の郵便番号，住所，氏名，印影及び電話番号	法5条1号
	140	更正処分等をした原処分庁の名称	
281枚目	141	本件国税関係審査請求人の氏名及び印影	法5条6号柱書き
	142	「⑪審査請求の趣旨」，「⑫審査請求の理由」及び「⑬添付書類の確認」欄	

282枚 目及び2 83枚目	143	「別紙」の文言以外全て	法5条6号柱 書き
----------------------	-----	-------------	--------------

別紙 3 (開示すべき部分)

枚目	一連番号	開示すべき部分
57枚目	40	お問い合わせ番号
257枚目	111	お問い合わせ番号及び取扱郵便局名
258枚目	112	お問い合わせ番号